

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊広県第316号

令和4年6月16日

犯罪被害に係るカウンセリング費用の公費支出要領の一部改正について（通達）

見出しのことについては、「犯罪被害に係るカウンセリング費用の公費支出要領の一部改正について（通達）」（令和3年3月5日付け熊広県第111号）に基づき運用してきたところであるが、「犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の更なる充実について（通達）」（令和4年6月9日付け警察庁丁教厚発第565号）において、公費負担制度について全国的に同水準の支援がなされる必要があると通達されたことを受け、その一部を見直し、別添のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達をもって前記通達は廃止する。

別 添

犯罪被害に係るカウンセリング費用の公費支出要領

1 趣旨

この要領は、犯罪による精神的被害、犯罪被害に起因する不安、悩み又は捜査過程によって生じる精神的な負担を抱える被害者等及びその他の関係者（以下「カウンセリング対象者」という。）に対して、被害直後から適切な支援を実施するため、専門家によるカウンセリングの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

(1) 被害者等

犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう。

(2) その他の関係者

犯行現場を目撃した者、負傷した犯罪被害者を救助した者などをいう。

(3) 専門家

犯罪被害者支援・治療に十分な知識を有する精神科等の医師、公認心理師、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士等をいう。

(4) カウンセリング

専門家が、カウンセリング対象者の精神的被害の軽減に効果があると認めた診察、カウンセリング等の心理療法をいう。

3 公費支出対象事件

(1) 別表第1に掲げる身体犯事件

(2) 別表第2に掲げる重大な交通事故事件

(3) その他警察署長又は警察本部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が、専門家によるカウンセリングを必要と認める事件

4 公費支出の適用除外

カウンセリング対象者が次に掲げる事項に該当するときは、公費による支出を行わないことができるものとする。

なお、警察本部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）は、支出の可否判断に際しては、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨に則ることとし、判断に迷う場合は、事前に警察署長等と協議し、支出の可否を判断するものとする。

(1) 公費による支出を希望しない場合

(2) 犯罪被害と認められない場合

(3) 犯罪被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係及び養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）がある場合（性犯罪を除く）。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア 親族関係が破綻していたと認められる事情があるとき。

イ 18歳未満の者が支給対象者となるとき（加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるときを除く。）。

ウ その他の事情により支出することが相当と認められる事情があるとき。

(4) 前(1)から(3)のほか、支出することが社会通念上適切でないとして認められる場合

5 公費支出の範囲

カウンセリングに係る経費は、初診料、再診料、精神科専門療法、カウンセリング料、検査料、投薬料、入院費用等を含むものとする。

また、保険診療に限らず、カウンセラーによるカウンセリング費用等の保険診療外の費用についても公費負担可とする。

6 カウンセリングの対象期間

本制度の対象期間は初診日から原則3年間とし、受診等の回数については、上限を設けないこととする。

7 カウンセリングの申請

(1) 警察署長等は、カウンセリング対象者に対してカウンセリング費用の公費支出制度の趣旨を説明し、カウンセリング対象者がカウンセリングを希望した場合は、「カウンセリング希望申立書」（別記様式第1号）の提出を受けるものとする。

なお、カウンセリング対象者が、被害申告前にカウンセリングを受け、医療機関等に対して支払を行っていたときは、「カウンセリング希望申立書」（別記様式第2号）の提出を受けるものとする。

(2) 前(1)の「カウンセリング希望申立書」の提出を受けた警察署長等は、「カウンセリング実施申請書」（別記様式第3号）に、「カウンセリング希望申立書」の写しを添付の上、広報県民課長を経由して申請を行うものとする。

(3) 広報県民課長は、前(2)の申請を受けたときは、カウンセリング実施の必要性及び妥当性について検討した上で支出の可否を決定するものとする。

(4) 広報県民課長は、カウンセリングを実施する場合、カウンセリング対象者のニーズに応じて、適切な専門家を紹介するものとする。

8 支出手続

(1) 医療機関等に対する支出手続

広報県民課長は、カウンセリング実施後、医療機関等から「請求書」（別記様式第4号）を受領し、熊本県会計規則（昭和60年3月26日規則第11号）等に定めるところにより、支出手続を行うものとする。

(2) カウンセリング対象者に対する支出手続

ア 警察署長等は、カウンセリング対象者が被害申告前に医療機関等に対してカウンセリングに係る経費の支払いを行っていたときは、医療機関等への支払金額が確認できる書類（領収書等）を添付した「請求書」（別記様式第5号又は別記様式第6号）を受領の上、広報県民課長へ送付するものとする。

イ 請求書等の送付を受けた広報県民課長は、熊本県会計規則等に定めるところにより、支出手続を行うものとする。

ウ カウンセリング費用の支出は、カウンセリング対象者に対する口座振込又は資金前渡払いとする。

(3) カウンセリング費用の支出事務は、警察本部広報県民課において行うものとする。

9 実施記録簿の作成

広報県民課長は、専門家によるカウンセリングが実施された都度、「カウンセリング実施記録簿」(別記様式第7号)を作成するものとする。

10 留意事項

(1) 警察署長等は、事件を担当する被害者支援要員に、カウンセリング対象者への犯罪被害に係るカウンセリング費用の公費支出制度についての説明を確実に行わせること。

(2) 警察署長等は、犯罪被害者連絡協議会等を通じて犯罪被害者等の心理療法に精通した専門家の情報収集に努め、犯罪被害者等の必要に応じた専門家を紹介できるよう配慮すること。

なお、専門家の選択は、犯罪被害者等が自ら選択できることを教示すること。

(3) 本制度は、令和4年4月1日以降に発生した犯罪被害について適用する。

※ 別表・別記様式(略)